

平成 27 年 9 月 16 日

株式会社レインズインターナショナル

【第 4 報】当社への一部報道につきまして

先日、ご報告申し上げた労働組合「ブラックバイトユニオン」（以下「ユニオン」といいます）より、当社及び当社のフランチャイズ加盟企業である DWE JAPAN 株式会社（千葉県成田市 代表者 川井 直 以下「DJ 社」といいます）に対して団体交渉の申し入れがなされたことにつきまして、本件の現状とフランチャイズ本部としての当社の立場について、下記のとおりご報告申し上げます。

当社といたしましては、フランチャイズ本部として、引き続き DJ 社への法令に基づく適時適正な対応の要請と事実関係の解明を図るべく中立公正な第三者機関による調査を行うとともにチェーン全体における再発防止策を策定するなど、全力をあげて取り組んでおります。

記

■現状について

- (1) ユニオンは、DJ 社及び当社に対して以下の 6 項目についての団体交渉を要求しております

【ユニオンからの要求事項】

- ①DJ 社による当該店舗従業員への損害賠償請求の取り止め、請求権の放棄
 - ②店長を含めた DJ 社の社員が無断で当該従業員宅に押しかけないことの誓約
 - ③自腹購入（架空購入）の DJ 社からの全額返還
 - ④約 12 時間労働、4 ヶ月連続勤務に関わる DJ 社による未払い賃金の支払い
 - ⑤労働災害と言うべき体調不良に関わる DJ 社による医療費の支払い
 - ⑥今年度前期大学に通えなくなってしまったことに関わる DJ 社による補償
- (2) 当社は、DJ 社から報告を受けている事実からみると、DJ 社にはユニオンからの団体交渉の要求を拒む正当な理由はないと考えており、事実関係を明らかにして早期に事態を解決するためにも、フランチャイズ本部として DJ 社に対して直ちに団体交渉に応じるよう要請しております
 - (3) DJ 社からは、専門家に依頼をした上で、ユニオンへの対応を開始しているとの報告を受けております
 - (4) ユニオンからの要求事項は、後述の「■フランチャイズ本部としての当社の立場（3）（4）」に記載のとおり、本件においては DJ 社と当該従業員との間でしか解決することしかできないものであり、当社が団体交渉に応じて具体的な解決方法を決定する権限もないことをユニオンに対して説明しております

- (5) 一方、本件については事実関係の認識において両者の間に隔たりのある事項もみられることから、フランチャイズ本部として正しく事実を認識するため及び事態の早期解決の一助となるため、弁護士等の中立公正な第三者による事実関係の調査を開始しておりますので、その一環としてユニオン及びDJ社に対して協力を要請する予定です
- (6) なお、DJ社が適時適正な対応を怠った場合には、フランチャイズ本部の責務として、第三者機関による事実関係の調査結果を待たずに、フランチャイズ契約に基づく厳格な対応を決定せざるを得ない場合があることをDJ社に伝えております

■フランチャイズ本部としての当社の立場

- (1) 当社は、フランチャイズ本部として、加盟企業に対して、商標の使用許諾とノウハウを提供し、チェーンの統一性・信用性を維持する観点からの助言・指導を行っております
- (2) 店舗運営において法令を遵守することは、チェーンの信用性を維持するために必要であることから、法令を遵守しながら店舗を運営することについて、加盟企業から合意いただいた上でフランチャイズ契約を締結しております
- (3) フランチャイズシステムは、個々独立した企業体でチェーンを構成しているものであり、加盟企業は店舗従業員と雇用契約を直接締結していますので、別の企業体である当社は、店舗従業員個々の労働条件の決定にまで立ち入ることはできないこととなっております
- (4) 団体交渉は、法律（労働組合法）で定められているとおり、雇用契約関係における使用者と労働者の問題を解決するための手段のひとつで、双方でその具体的な解決方法を協議していくものであり、その労働者と雇用契約関係のないフランチャイズ本部が労働組合との団体交渉に応じたとしても、交渉方針及び具体的な解決方法を決定する権限がないため、問題解決に混乱を来すおそれがあると考えております

当社は、フランチャイズ本部として、今後もより良い店舗環境を整えていく所存でございますので、何卒ご支援賜りますようお願い申し上げます。